

JR東労組ステーションサービス協議会

申3号
1月18日
その2

「人事・賃金制度の改正に関する説明交渉」を行う

7. 中途採用の調整手当として、「年齢や経験を考慮して算定した額」として設定する額の基準を明らかにすること。また、現在在籍している中途採用者に対して、どのように措置するのか明らかにすること。

組合

■年齢や経験を考慮して算定した額の基準表などはあるのか。

会社

■中途採用社員に適用する調整手当は、個々の年齢や経験を踏まえ個別に決定することとなる。また、在籍する中途採用社員に対しては、新制度により適用する給与水準を踏まえて、個別に決定することとなる。

8. 役職手当の設置の根拠を明らかにすること。

組合

■リーダー職手当、管理職手当の設置する根拠は何か。

会社

■役職手当は、人材育成をはじめとする職場の重要な課題解決のため、様々な役割を担うリーダー職以上の社員に対し、役職に応じた対価として設定することとしている。

9. ベースアップ時の算定基準はどのように行うのか明らかにすること。

組合

■17春闘と同時に一律定額で支給する方法を行うのか。

会社

■各等級の基本給額を変更することとなる。

10. 同一管区内の主勤務地外勤務の助勤旅費を廃止する根拠を明らかにすること。

組合

■同一管区内の助勤旅費を廃止するのは、なぜこの時期なのか。
■管区内で他の勤務個所で働くことに対しての考え方はどのようになっているのか。

会社

■駅務管区制の趣旨を踏まえ、今回の改正を機に助勤旅費の支給方を変更することとした。
■管区制のため同一管区内で働くことは、自分の個所で勤務することになる。

11. 繁忙手当を東京駅、上野駅および大宮駅で勤務する社員に対して支給する根拠を明らかにすること。

組合

■新幹線駅を支給対象とした理由は何か。
■一般的に、繁忙期の時期に働く手当ではないか。

会社

■新幹線の増発着による業務量増が顕著であることから繁忙手当を支給することとした。
■年末年始に新幹線は610本増発着している。

12. 等級と職名の移行措置をどのようにするのか明らかにすること。

組合

■駅務係の1等級・2等級・3等級の移行措置についてどうなるのか。

会社

■勤務年数や人事考課に基づいて、新制度の等級・職名に移行する。

13. 基本給改定に伴う過渡的措置を明らかにすること。

組合

■今年、5年目を迎える社員に対してどのような移行を行うのか。
■これまでの制度5年に一度の賃金改定をしている。1年ごとに経過措置をするのか。

会社

■2018年4月1日現在で勤続年数5年に達するエキスパート社員に対しては、賃金規程に定める基本給改定を行うこととなるが、勤続1年(6年)から4年(9年)に達するエキスパート社員に対しても勤続年数の割合に応じて賃金規程に準じた基本給改定を行うこととする。

14. 特別退職および普通退職に伴う退職金の基となる係数(支給率)を変更する根拠を明らかにすること。また、定年退職日の変更を明らかにすること。

組合

■退職金算定の基となる支給率を下げた理由は何か。
■勤続35年以上の場合で支給率を下げたことで減額にならないのか。

会社

■退職金算定の基となるのは基本給と係数(支給率)であり、今回、等級毎に基本給範囲を設定することから、係数(支給率)を変更することとした。また、定年退職者の平準化を図るため、今回の改正を機に定年退職日を変更することとした。現行制度の支給より下回らない。

格差がなく、安心して働ける人事・賃金制度にするため
全組合員で説明交渉に踏まえた議論をつくり出そう!